

物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪女学院（以下「学院」という。）が発注する物品の購入、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 業務担当理事は、学院が設置する各機関と契約又は受発注の関係ある業者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、同表の右欄及びこの規程の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 業務担当理事は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を文書で、理事長に報告するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する同表右欄の期間の最も長い期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後三年を経過するまでの間に、別表に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、同表の右欄に定める期間の二倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日から開始することとする。

4 業務担当理事は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 前項の措置を講じた場合の理事長への報告は、第3条第2項の規定を準用する。

6 業務担当理事は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
- (3) 現に履行中の物品購入等契約に直接関連する物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

7 業務担当理事は、前項の措置を講じる場合、あらかじめ必要事項を文書で、理事長に報告するものとする。

(指名等の取消し)

第5条 業務担当理事は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名若しくは見積書の提出を依頼している場合、又はこれらに基づき入札書等が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 業務担当理事は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部門長に対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 業務担当理事は、取引停止の期間中の業者が学院の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(取引停止措置の解除)

第8条 業務担当理事は、取引停止期間中における業者の動向や風評などを勘案し、問題がない場合には取引停止措置の解除を決定の上、文書で理事長に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学院運営会議が行う。

附 則

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。